

令和8年度オープンデータ公開・利活用推進業務委託仕様書

業務名：令和8年度オープンデータ公開・利活用推進業務委託

履行期間：契約締結日～令和9年3月19日

履行場所：大分県及び県内市町村庁舎等

市町村等のオープンデータ公開・利活用推進業務について、以下の仕様により行うこととする。

なお、この仕様書に定める事項以外に、業務上必要な事項が発生した場合、又は内容を変更する必要がある場合は、委託者、受託者が双方協議のうえ解決するものとする。

1 業務内容

地域社会の課題解決や新規サービスの創出に繋げるため、自治体・利用者ともにニーズのあるデータをオープンデータとして公開するために、県及び県内市町村における共同公開の取組を一層推進するとともに、具体的なオープンデータ利活用サービスの創出への取組を推進する。

(1) オープンデータ共同公開推進

①公開データ選定、公開方法検討支援

以下のとおり自治体、利用者にもニーズのあるデータ（3データセット）の選定支援をすること

- ・データ選定にあたっては、当県及び代表市町村との打合せ（現地打合せ6回以上を含む）を実施すること。尚、代表市町村は、当県が1市町村選定することを想定しており、必要に応じてデータ所管所属との調整（協議）を含み支援すること
- ・運営しているオープンデータカタログサイト等から全国100以上の自治体の公開されているオープンデータのダウンロード数、アクセス数、API利用者数等の利用状況を分析することでニーズ解析を行うこと
- ・上記の県・市町村との協議、全国自治体でのニーズ解析及び他自治体の事例等も踏まえて利用者、自治体ともにニーズのあるデータの選定支援を行うこと
- ・選定データに適した公開形式（ファイルレイアウト、ファイル形式等）や地図上での可視化等を含む効果的なデータ公開手法の選定を支援すること
- ・公開までのプロセスを県内市町村へ横展開できるように整理すること

②データクレンジング支援

- ・①で選定したデータセットについて、共同公開を前提に効率的なクレンジングが可能となるように共通的なクレンジングツール利用等の作成及び提供すること

③県内自治体へ横展開、データ公開支援

- ・①～②で整理した工程について、県内自治体へ横展開するとともに各自治体からの問合せ・相談に対応すること。対応期間は、令和8年7月～令和9年3月までの9ヶ月間

(2) オープンデータ利活用サービス創出推進

①オープンデータ利活用サービスの創出

- ・大分県または県内市町村が公開しているオープンデータを利用して地域社会に資する住民、事業者向けのサービスを1件以上創出すること

2 業務報告書の提出

業務完了後、業務実績を整理した報告書を作成し、提出すること。報告書の元データについて、Word、Excel又はPowerPoint等の形式で提出すること。

3 その他付随する業務

- ・委託業務にかかる経理に関すること。
- ・委託業務の進捗状況を必要に応じて報告すること。
- ・前各号に定めるもののほか、事業実施に関し、県の指示すること。

・その他、事業の運営に関して必要なこと。

4 その他業務実施上の条件

- (1) 本業務により作成し、県に提出した成果物の所有権及び著作権は県に帰属するものとし、県において自由に利用・修正・公開することができるものとする。
- (2) 受託業務の実施担当者を定め、委託の趣旨に従い、受託者の責任において受託業務を完遂すること。
- (3) 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (4) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5) 受託者は、情報セキュリティに関して、独立行政法人情報処理推進機構などの公的機関が注意喚起している事項等を踏まえ、本事業実施に係る情報セキュリティの確保のために適切な措置を行い、その責任を負うこと。
- (6) 受託者は、本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。